

ピケット権論と争議権の本質

林, 迪廣
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1439>

出版情報 : 法政研究. 29 (1/3), pp.175-189, 1963-02-28. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

ピケット権論と争議権の本質

林 廸 廣

- 一 ピケット権論における二つの流れ
- 二 最高裁のピケット権論
- 三 争議権の本質とピケット権論

一 ピケット権論における二つの流れ

わが国の労働者の団体行動においては、労働組合の組織型態や労働運動の歴史など種々の理由によって、日本的特殊的とみられる現象がいろいろある。ピケティングにおける坐り込みやスクラムによる阻止はその代表的なもののひとつであろう。そして解釈学的にはピケットに関する学説判例は、二つの対立する流れをなしつつ、しかも新たな移行期にあるように思われる。

周知のごとく、そのひとつは平和的説得論であり、ここでは第一にストライキは労務の提供拒否という債務不履行を形成するという市民法的側面を基盤としつつ、これに言論の自由を対比させて構成されたものである。後に検討するように、労働力の売止め \parallel ストライキと労働の自由 \parallel 就労希望者の対決場所としてピケットがとらえられており、

論 説

個人法原理の域をでない。これによってピケットの合法性を判断しようとするのは、従来の伝統的な法的判断の基準が、そのまま受け入れられているように思われる。さらに第二には英米法で根深く行われているピケットの平和的説得論や、英米のトラブルを伴うことのすくないピケットの実態が、抽象的、権威的にもちこまれ、そして言論による平和的説得という言葉のひびきが、発展した労働運動の模範的態度であり、暴力を排除し争議権と個人の基本権を調和させているものであると思われたからであろう。^(二)

これに対して第二の流れに属する考え方は、主として、憲法第二八条とそのもとにおける労働法理の構造と、わが国のピフットをめぐる特殊現象を重視して、平和的説得論に反対する。第一に、わが憲法は、裁判所の判断基準として、明文をもって団結権と同列に団体行動権保障の規定をもっている。^(三)ピケット権は、直接的かつ包括的な団体行動権の一態様と考えられるべきである。もちろん団体行動が法認された後においても、その合法性を維持し、これを発展させるためには、国家の刑罰による禁圧などと斗ってゆかねばならないが、しかし団体交渉が労使関係の基本とされるもとにおいては、争議行為を契約不履行責任をもって問うことはありえない。^(四)争議行為の一態様であるピケットも、団体行動として、団体法理をもってその正当性を論ずべきであると主張する。さらに第二には、わが国のピケットにおいて、集団的な実力による阻止が行われる理由は、使用者が非組合員やスト破り等を多数使用して争議下の経営を続行しようとする事、また争議中に組合が分裂して第二組合が結成され、しかもただちに使用者に協力して生産再開を図るなど、要するに使用者にピケライン尊重の慣行が成熟していない。したがってピケットの合法性の限界を考察するについては、このようなピケラインにおける労使の激突をきたす実態をふまえて理論構成すべきであり、流動し生成しつつある労働関係の実態と遊離したところに労働法の解釈理論は認められないから、もし平和的説得論をとるとすれば、労働組合のピケットは使用者の生産再開にまったく無力であり、集団的なピケ破りを手をこまぬい

て見送るよりほかなく、争議における労使対等は没却され、ひいては争議権の保障そのものが観念的なものとなると主張する。

このようなピケット権をめぐる二つの対立する流れのなかで、判例については、最初は狭義の平和的説得論によっていた。しかし労働運動の現実から生れる要請を、新憲法下における法的価値体系の変革と結びつけ、その判断基準の根底はなお平和的説得論によりつつも、その修正と団体行動権の接近がかなりの程度までおこなわれるようになった^(四)。しかもこのような時期に依然として伝統的平和的説得論を強調したのが政府の見解であり、またそれにくれて、平和的説得論を争議行為の本質論と結びつけて展開したのが一連の最高裁判決であった。

かつて集団的な実力による阻止のピケットは、必然的に暴力行為を誘発することとなるが、そのような危険な状態を国家法秩序が容認するというのは明らかに許されないことであるとして、平和的説得論に立たれていた吾妻教授は、改めて、使用者がスト破りを使うという慣行がある以上、平和的説得論は無条件に使用者に勝利をもたらす結果になると、ピケットをめぐるわが国の実態に着目されて、実力阻止のピケットの合法性も認められると考えられるに至った^(六)。このような考え方はすでに私をも含めて多くの労働法学者の見解であるが、しかしなお理論的には検討すべき点が残されている。たとえば、わが国のピケットラインをめぐる実態の強調は、ピケット権の解釈において情状酌量論的な意味においてなされているのではないか。もしそうでないならば、団体行動権の一態様としてのピケットが、言論の自由からの説得理論と訣別して、しかもなお積極的に集団的な実力による阻止が正当とされうる積極的な根拠をどのように展開するのか。あるいはそのような集団的な実力による阻止は、逆に平和的説得論の延長線上において、平和的説得のための手段として、受動的なかたちにおいてという意味なのであろうか^(七)。ピケット権の構成においてという意味なのであろうか。ピケット権の構成において就労希望者の労働の自由は、どのように関連し、または関連

しないのであろうか。このようになお解釈論として整理されなくてはならない点があるが、昭和三三年のピケット権に関する一連の最高裁判決の、ピケット権論における位置づけに焦点をしばって、判例におけるピケット権理論の構造を考えたい。

一 最高裁のピケット権論

争議行為は、二つの側面をもつものとしてあらわれる。そのひとつは、資本対団結力という労使対等の立場において、労働条件について取引をする場であり、「秩序形成手段」としての性格をもつ。他のひとつは、労使の階級的な力対力の抗争の場であり、そこでは、相互に作用反作用の対抗行為の必然性がでてくる。そして第一の側面においては主として、市民法的に確立された財産権に対する抵抗が容認され、労使契約上の使用者に対する債務不履行の責任を問わないという民事責任が、第二の側面においては、労使の対抗行為に国家権力が介入しないという刑事免責が形成される。さらにまた争議行為は財産権を中心とする市民法秩序への抵抗の運動でもあるところから、市民法的な権利義務の内容限界が固定的安定的なものにくらべて、争議権の内容限界は、流動生成の途上にあり労使の力関係によって規制される性格を多分にもつものといえよう。^(八)

ところで争議行為の合法性は、団結権の歴史においては、わが国の場合のように敗戦による支配体制の危機という特殊な情況下での労働基本権の承認ということは例外であり、どの国においても市民的自由の行使すなわち退職の自由——働らかない自由——したがって労務提供の拒否として、契約理論の構成をとおして、それが労働者にのみ特有の権利ではなく、市民的自由の行使にすぎないのではないかというかたちで、ストライキの合法性が獲得されてきたのである。^(九) しかももちろんその段階にとどまっているものではなく、わが憲法にみられるように今日では労働基本権

の保障は、一般的な市民的自由の行使としてではなく、団体法理に支えられた資本に対抗する労働の基本権として定着している。したがってもはや古典的な契約理論の構成による争議行為論は、採用できないのはいうまでもない。

ところで最高裁は、争議権の本質についてどのように理解しているであろうか。争議権の内容、したがってその正当性の限界について論じたものとしては生産管理に対する判決がある。そこでは「争議権の限界は、争議権との妥当な調和点の探究（^(一〇)）によって決せらるべきであって）……両者はいづれも絶体無制限ではなく、法律制度の精神を全般的に考察して決すべし。」^(一〇)というが、一般的な命題として争議権を論ずるにとどまり、具体的な判断は示されていない。しかし最高裁のいう両者の調和点はなにによって考えるかといえ、結局「公共の福祉」概念によらざるをえないであろう。市民社会において権利が権利として妥当するためには、それぞれに自己抑制しなければならぬという意味においては、理念的には承認しうるし、公共の福祉が保持され侵害されない程度において財産権と争議権との間の斗争は容認しうるともいえるが、問題は公共の福祉の具体的な把握の仕方である。^(一一)やがて最高裁は、争議権論を具体的に展開するようになるが、この場合争議行為即同盟罷業であるという発想がはっきりとあらわれる。たとえばストライキ下において会社が職制をして作業を続行せしめようとしたのを、作業現場において阻止した事件の判決において、すべてを同盟罷業なりと単純にみて、「けだし同盟罷業は必然的に業務の正常な運営を阻害するものであるが、その本質は労働者が労働契約上負担する労働供給義務の不履行にあり、その手段方法は労働者が団結して、そのもつ労働力を利用させないことにある。」^(一二)と論じた。すなわちストライキは本来組合員が職場をはなれて就労しないという消極的な行為であるのがその本質であって、積極的に使用者の業務遂行行為を妨害するがごとき行為は、その本質と手段方法を逸脱したものと判断したものである。

この前後に、下級審においては多くのピケに対する判決があらわれたが、その流れは平和的説得論の形成にあったと

いえよう。その流れの一方の側には、やがて昭和二九年一月の次官通達に結集された言論の自由の市民法的形式的適用とみられるものがあつたが、他方の側には、スト破りの使われた実情やその他争議におけるピケットの事態に着目し、現実の要求に平和的説得論を近づけようとしたいくつかの判決があつた。^(一三)しかし下級審のこの時期におけるピケットに關す判断全体につき指摘しておきたいのは、当該事件におけるピケットの合法違法にかかわらず、もっぱら争議参加者対非参加者との關係においてのみ考察していることである。これはピケットの本質を争議行為にともなう附随現象としてその実態を捉え、その法的性格については言論の自由に基盤をもつ平和的説得論によつたことからすれば当然の結果といえようが、争議行為の実質的保障、争議権の本質の展開のなかでピケットの理論構成をおこなわなかつた。いいかえればピケットの理論構造は、争議組合員と就労希望者との対立においてのみとらえられ、争議全体における労使の作用、反作用のなかで必然的にあらわれる対立抗争、直接ピケラインにあらわれるスト破りの背後にあってこれを使用して経営を再開しようとする使用者と争議組合との關係が、正面からはとりあげられていない。直接的にピケラインで対立するのは、争議組合員と就労希望者であるが、その対立の法的側面は争議権と個人の労働の対立の問題であつて、その背後にあってこれを使用して経営をおこなおうとする使用者の財産権と争議権の対立の問題は浮びあがってこないことになる。ピケットの理論構成において財産権と労働権との対立はもはや論ずる必要がないのか。下級審は、必要がないとしても、それを意識していたかどうか問題とならう。この点は引續いで検討する。

ところで争議権と就労希望者の労働の自由の問題は、より基本的には積極的團結権対消極的團結権の問題におきかえて考えることができよう。そして消極的團結権を認めるかぎり、スト対抗手段として使用者に臨時的に雇われたスト破りやストを妨害する目的をもつてあらわれる者を除いて、ただみづからの賃金請求権を実施する目的をもつ争議

組合員以外の労働者には、ピケットの根拠ははなはだ弱いものとなる。ここに市民的自由の限界をもつ平和的説得が受け入れられる理由があった。なおピケット権の理論構成に平和的説得論のほか、組合統制権論を採用するにしても、統制権の及ぶ範囲を組合員に限定しピケットラインにおける組織強制（エニオンシヨップの合法性をささえる組織強制法理の団体行動への適用）を認めない限りは同様の結果に終ることとなる。^(二五)さて最高裁は昭和三十一年末の三友炭鉱事件三一・一二・一一(三)にひきつづいて、三三年には羽幌炭鉱事件(三三・五・二八(大))電産大谷事件、電産財田事件(三三・一二・二五(一))等々の、三五年には嘉穂炭鉱事件(三五・五・二六(一))の、ピケット事件に関する一連の判決を下した。これらの判決に示された特徴は、ピケ事件を判断するのに争議権の本質から考える点であり、それは従来の争議権の考え方をそのまま踏襲し、抽象的「同盟罷業の本質」論が強調されていることである。ただ三友炭鉱事件にあらわれたように「諸般の事情」を具体的事件の合法性の判断に当っては考慮しなければならぬとする点が増えられたが、その後の判決においても「諸般の事情」の具体的な内容がどのようなものであるかについては展開されないままになっている。

たとえば羽幌炭鉱事件とは、ストライキ中に、会社が第二組合員、職員および組夫をつかって採炭を続行したので、出炭阻止のため坑口附近に三日間各九時間程度スクラムまたは坐り込みによるピケットをおこなったものであるが、このような事件に対して最高裁判旨は、まず前記昭和二七年判決と同様の、同盟罷業の本質は労務供給義務の不履行という消極的なものであり、「その手段方法は労働者が団結してその持つ労働力を使用者に利用させないことにあるのであって、これに対し使用者がその対抗手段の一種として自らなさんとする業務の遂行行為に対し暴行脅迫をもってこれを妨害するがごとき行為はもちろん、不法に使用者側の自由意思を抑圧し或はその財産に対する支配を阻止するような行為をすることは許されないものといわれなければならない。されば労働争議に際し、使用者側の遂行

しようとする業務行為を阻止するために執られた労働者側の威力行使の手段が、諸般の事情からみて正当な範囲を逸脱したものと認められる場合には刑法上の威力による業務妨害罪の成立を妨げるものではない。」（刑集二卷八号一六九四頁）としている。この判旨からもうかがえるように、最高裁は、争議行為の評価の基準は、固定的に「同盟罷業」の本質におかれていることである。ここに労使の対抗関係のなかで必然的におこる作用、反作用の行為たる団体行動をストライキに限定するという現実からの乖離がはっきりあらわれる。つきにはじめにみたように、ストライキの本質は契約上の債権侵害を構成するという市民法的な契約理論による構成が注目されるが、わが争議権保障の憲法の歴史的構造をこのようにしか認識しないことは重大である。そしてつきには判旨からすれば、諸般の事情からみて、不法な行使でない限りは、労働者が団結してそのもつ労働力を使用者に利用せしめなためピケットは、論理上認められるし、この場合平和的説得以外のピケットがすべて「不法」であるとはいいきれない。ただ暴行脅迫以外にも使用者の自由意思の抑圧や財産に対する支配の阻止が強調される反面、諸般の事情の内容が明らかにされていないこと、争議権は本来消極的な行為に限られることとあわせ考えると、平和的説得以外のピケットはすべて不合法と結論づけられるのであろうか。

評ところでピケット権に対する下級審と最高裁判決の大きな差異は、下級審判決が、平和的説得論によりつつ争議組員対就労希望者の法的評価として把えているのに対し、最高裁は争議行為対業務遂行行為すなわち経営の自由の法的評価の問題として把えている点である。生産管理事件判決において、争議権と財産権との調和点の限界という観点からその正当性が問題とされたが、ピケット事件においては、争議権の本質は消極的なものとされるのに対し、財産権についてはなんらの制約をおかないで、両者の内容がより明確さをもって調和点の限界が考察されることとなったのである。そもそもピケットが、業務遂行の自由に対する干渉であるということについては、たとい平和的説得に終始する場

合でもあきらかである。^(二七) 争議権は使用者の營業の自由に対する干渉が認められないところには成立しえない。したがって争議権対財産権の側面でピケットを評価する場合において、ピケットが使用者の業務遂行行為の妨害になるということ自体は、いかなる意味においてもピケットを全体として違法視する根拠たりえなくなっている。^(二八) ただその「手段方法」が問題なのであり、「不法」な行使の基準が検討さるべきである。この点をはっきり理解した上で、最高裁判決を考えてみると、それはピケラインに直接あらわれる就労希望者の雇って、營業の自由を行使しようとする使用者自身にむけられたものとしてピケットを把えようとしているといえるであろうか。ピケットはまさ争議全体のなかでそのひとつの現象型態として存在し、労使の全体的な対抗行為の一環としての位置を占めるのであることに着目すれば、その法的評価において、争議の本質を明らかにし、他方において財産権を社会的に機能する營業の自由の限界を検討する思考方法を否定することはできないと思う。だとすれば、最高裁の判旨は、争議権の本質の理解の態度、それと対比される財産権なかんずく争議下における營業の自由の内容、諸般の事情の争議実態に即した具体化などもっとも問題となるように思われる。

三 争議権の本質とピケット権論

以上のように考えると、ピケット権の正当性の限界を把握するためには、争議権の本質についての理解と関連させなくてはならないことがわかる。最高裁が争議行為をすなわち同盟罷業と無自覚におきかえて、ストライキは勞務供給の不履行という消極的な行為につきると考える理由は、社会的事実として、作用、反作用の対抗行為として、流動する争議行為の直視から出発せず、市民法的な契約理論がまず前提され、それに合致するもののみが争議行為であるとする態度に存すると思われる。ストライキが争議行為の中心をなすものであることは、歴史的にも否定しえない

が、もちろんそれにつきるものではなく、ながい労働運動のなかで種々の団体行動の型態が容認され、また容認を迫っているのである。

さて争議行為として、社会的にも法的にも考えられる要件は労働法第七条の争議行為の定義が有力な基準となるであろうが、その中心としての要件は「業務の正常な運営を阻害する集団的な事実行為」という点にある。いいかえれば団体の統一的な意思によって、使用者の業務遂行行為としての労務指揮権を排除し、営業の自由に干渉する事実行為である。ストライキは集団的に職場から退去する「労務供給義務の不履行」という事実行為をとおして、使用者の労働者に対する指揮監督を排除し、もって業務運営の阻害の事実状態をつくりだすものである。しかし争議権の発動としての団体行動はこれにとどまらない。争議目的や労使の力関係等に応じて業務阻害のための有効な手段がとられなくてはならない。なぜならストライキは業務運営を阻害する手段であって、ストライキによって達成しようとする目的は業務阻害の状態の継続によって使用者に打撃を与えることである。瞬間的な営業の自由の干渉でなく、営業の自由を継続的に行使できない状態を現出せしめることである。そしてそのためには営業の自由の行使に必要な、ストライカーにかわる労働者と生産手段との遮断が必要となってくる。

争議権の保障という場合、はじめからこのような内容のものとして承認されたものではなく、市民法的な契約理論の構成による職場退去の自由¹¹ストライキの法認にはじまる労働運動の苦しい歴史の展開をまたなくてはならなかったが、現在争議権の内容を考える場合、以上のような争議行為の社会的な本質と機能をふまえて考えなくてはならない。最高裁は社会的事実としての争議行為のうち、市民法的な法律行為として扱えられるものに限ってのみ、法的理論構成をしようとするものである。結局ピケットは、争議行為の社会的本質としてみられる使用者と労働市場との遮断の必要性から当然に法的にも認められなくてはならないものであり、それは争議権それ自体の一内容をなすもので

あり、あるいはピケット権は争議権の一肢権というるであろう。^(二七)ピケットをもってスト目的実現のための権利とかスト防衛権というのは、その争議における機能の説明のためと考える。^(二八)争議権の内容は、財産権に対する斗いと抵抗のなかで形成されてきたものであるから、ピケット権についても、争議権対財産権^(二九)営業の自界の関係を基盤としてその内容を検討するのが適切であろう。

そこでピケット権につきその正当性の限界を考える上での若干の点にふれておこう。

ピケット権が争議の一肢権たる以上、その本質を、市民法的言論の自由に由来する平和的説得論に求めるのは、もはや論理的には現代的意義をもちえない。ピケットラインにおいて直接的に問題となるのは、争議参加者と就労希望者との激突にみられるところから法的に登場してくるのは、ピケット権と就労希望者の自由との関係である。この場合平和的説得説を採用しないことが、論理的にただちに集団的实力による阻止の正当性をみちびきだすものでないことはいままでもない。そこでまずあらわれるのが、受動的実力行使論である。すなわち使用者がスト破りによってピケラインを破壊する慣行がある以上、それに対する対抗上ストライキの場を確保する限度において実力による阻止が許されるとする立場であり、下級審の相当数の判例が平和的説得論から出発しつつこのような見解を示している。^(三〇)わが労働法学界も割合にこの見解を支持するものが多いのではなからうか。しかしこのような受動的実力行使論は、わが国のピケラインの実態をふまえた、現実の要請の法的価値認識であり、平和的説得論の修正たる反面、情状酌量論でもある弱点をもつ。賃金請求権の実現を目的としてピケラインにあらわれる第二組合員や未組織労働者、またはその他の者に対する実力による阻止は論理上否定される契機をもつ。現に最高裁は、使用者に切崩しやスト破り等の違反行為があってもそれだけの理由でただちにスクラムによる阻止は合法化されえないと判旨したことがある。^(三一)要するに受動的実力行使論は、ピケットの合法性を補強拡大するものではあっても、それ自体としては集団的实力による

阻止を合法化する決定的な根拠となしがたいように思われる。

ピケットは、いうまでもなく争議組合の事実行為である。言論による説得行為も事実行為たることにおいては変りはないが、それが市民法的な言論の自由限定される限りにおいては、集団的な物理的な力による営業の自由への干渉は許されない。これに対して争議権の一枝権としてのピケットは、財産権への抵抗干渉を、国家権力の介入を許さない場において、団結力の行使を通じて容認したところに実現した。業務運営の阻害状態を集団的になしうるのが争議行為であり、これは言論の自由と質的にことなる歴史的構造をもつことに着目すべきであり、争議行為は必然的に使用者の自由意思の抑圧を伴うものである。この場合さきにふれたように争議権の構造からは、説得によるのでなければ、すべて「不法な」自由意思の抑圧であるという論理的必然性は存しない。

ピケット権と就労希望者の自由との関係については、正しい意味での組織強制の法理の適用が考えられる。この見解はすでに野村教授のとられたところであり、さらに佐藤助教授によってくわしく展開されているが、私も年末この考え方をあたためてきた。紙数の関係上詳述できないが、組織強制の法理はユニオンショップの合法性の判断基準として広く承認されているが、このような組織面において適用されるばかりではなく、団体行動面についても、団結権の内容をその本来の勝義に理解する場合には適用あるものと考えてよいのではなからうか。積極的団結権が消極的団結に優位する理論的根拠を与えるこの法理は、消極的団結権が組合に加入しない自由の当然の帰結として、未組織のまま就労する自由として考えられるから、ピケラインにあらわれる就労希望者の労働の自由と争議組合の団結権にもとづくその強制的な排除というかたちで把えられる。争議組合のピケラインは積極的団結権の行使型態であり、スト破りの労働の自由に優越する。そしてその優越性を保持しうるためには、労使が集団的な事実力による対抗関係にある争議状態においては、集団的な実力を伴わざるをえないこととなる。平和的説得を認めただけでは組織強

制の法理を認めたことにはならない。なぜならば言論の自由による説得は、論理的には市民の誰にでも認められうる一般的自由であるからである。

もちろん以上でピケット権の本質とその効力について論じつくされたわけではない。とくにピケット権の積極的展開についてしかりである。ともかく小稿では、最高裁判決を中心としてピケット権の位置づけを試みようとしたものである。

(一) 佐藤昭夫「ピケット権の研究」二四―二五頁。

(二) 団体行動権を明記した日本国憲法を、第二次大戦後制定されたフランス第五共和国憲法などと比較し、労働法的な側面からの位置づけの作業は重要であろう。

(三) わが国では、戦前においても解約告知のないストライキを、債務不履行とする規範意識はなかった。ストライキと解約告知とを関連させて、争議法を形成してきた独仏においても、現在では解約告知のないストライキを債務不履行とする考え方は、いちじるしく後退しつつある。佐藤前掲二二三頁。

(四) 判例の推移とその理論的跡づけについては、佐藤、前掲書二七頁以下。

(五) 昭和二十九年一月六日付労働次官達「労働争議における実力行使の限界。」次官通達においては平和的説得論に組合統制の理論が加味されているが、組織統制の法理を正しく理解していないためにかえてピケットの限界はきびしくなっていると考える。

(六) 吾妻光俊「職場における組合活動と争議の正当性」季刊労働法四〇号一三三―一三四頁。

(七) 平和的説得を可能にする条件をつくりだすためのやむをえないものとして、スクラムによる阻止を認めた初期の代表的な判決として横浜地裁二八・一二・二四判決（横浜陸上輸送部隊労組事件）がある。なお野村平爾「労働次官通達とピケットの正当性」（労働法律旬報一八四号）は、この点を明確にする。

- (八) 榎井常喜「争議中における不当労働行為制度」学会労働法一八号六九頁
- (九) 佐藤、前掲二二二～二二三頁
- (一〇) 最高裁判決昭和五年一月一日、山田鋼業生産管理事件
- (一一) 野村平爾「憲法と公共の福祉」「思想」一九六二年五月号七八頁以下参照。
- (一二) 最高裁判決昭和二十七年一〇月二三日、朝日新聞西部本社事件
- (一三) 戦後のピケットに関する判例の推移については、佐藤、前掲書第一章「わが国の判例にあらわれたピケット論」にくわしく分析されている。
- (一四) もちろんそのような判例がまったくなかったわけではない。会社の切崩しの疑いのもとに組合を脱退した者に対するピケットを認めた大阪地裁昭和三〇年九月三日決定の利昌工業事件など。
- (一五) 次官通達は、組合統制論に言及しているが、組合の統制力理論を積極的にくわしく展開したのは吾妻教授である。吾妻「労働法の基本問題」九〇頁、「労働法」(青林書院版)二二六頁。
- (一六) 嘉穂炭鋳事件判決は、三池争議のさなかにだされたものであり、この判決直後(五・三〇)「違法ピケに関する労政局長談」が三池争議に関してだされたことは興味深い。
- (一七) 佐藤、前掲二二三頁
- (一八) 佐藤前掲二二三頁。ただしここではピケットを争議権対営業の自由として考察する必要性はもはやなくなったとされているようである。
- (一九) 片岡昇他四氏「ピケティングの研究」二四〇頁以下参照。
- (二〇) 片岡他、前掲二六四頁
- (二一) 佐藤前掲一三頁以下

論 說

- (二二) 三友炭鋳事件判決
- (二三) 野村平爾「日本の労働組合」一五三頁
- (二四) 佐藤、前掲書二二六頁以下。